

氷見市老人クラブ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第4条及び第13条第2項の規定に基づき、氷見市老人クラブ連合会及び氷見市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ（以下単位老人クラブ）の活動に対して、氷見市補助金等交付規則（平成9年氷見市規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付し、もって高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目指すことを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる氷見市老人クラブ連合会及び単位老人クラブは、国の定める老人クラブ等事業運営要綱に基づき活動を行う会員数30人以上の市内老人クラブとする。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、対象及び補助金の額は次のとおりとする。

補助種類	補助対象	算定基準
運営費補助金 (県費を伴う 補助金)	氷見市老人クラブ連合会	富山県在宅福祉事業費補助金交付要綱別表1の高齢者地域福祉推進事業に掲げる事業のうち市町村老人クラブ連合会を対象とする事業（「県補助対象事業」という。）に要した経費とする。ただし、県が示す老人クラブ事業・市町村老人クラブ連合会活動促進に対する助成補助の基準単価に基づき算定する。
	単位老人クラブ	1か所当たり 市長が必要と認めた額 ただし、事業開始後に申請があった場合は、申請を受理した月から当該年度終了月までを活動月数とする。
事業費補助金 (市単独の補 助金)	氷見市老人クラブ連合会	ア 老人クラブが行う社会奉仕事業、教養講座の開催事業、健康増進事業費の1/2 ただし上限は 年額 600,000円とする。 イ 市長が必要と認める事業に要した経費とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする老人クラブは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知)

第5条 補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了後速やかに実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 補助金の額の確定は、補助金額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（備付帳簿）

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。